

名桜大学大学院
国際文化研究科
国際地域文化専攻
(博士後期課程)
学位申請手続要領

名桜大学学位規則第4条の「博士の学位授与の要件」に基づき、同規程第5条第2項及び第6条により学位授与の申請をしようとする者は、本学の関係諸規程の規定に従わなければならない。具体的には、この取り扱い要項により所定の手続きを行うこと。

I 学位の名称

本学の国際文化研究科において取得できる博士の学位は、「博士（国際地域文化）」である。

博士の学位を取得できる者は、本学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）を修了した者で博士論文の審査及び最終試験に合格した者である。

II 学位申請の手続き

1 審査について

(1) 博士論文事前審査

博士の学位を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出し、事前審査を受けなければならない。

- ア 博士論文事前審査申請書（所定の様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- イ 学位請求論文概要（A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部
- ウ 履歴書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部
- エ 研究業績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部

※ ただし、上級准教授が事前審査委員会に入る場合は、イ、ウ、エは5部とする。

※ ただし、名桜大学内の他研究科の教員が事前審査委員会に入る場合は、イ、ウ、エは5部とする。

※ ただし、上級准教授及び名桜大学内の他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は、イ、ウ、エは6部とする。

(2) 本審査

博士論文事前審査の結果、博士論文審査の申請を認められた者は、指導教員の承認を得て、次の書類を所定の期日までに提出し、審査を受けること。

- ア 博士論文審査申請書（所定の様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- イ 学位請求論文申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4部
- ウ 学位請求論文本文1編（A4判横書きとし、和文又は英文）・・・・・・ 4部
- エ 学位請求論文の要旨（電子媒体及び紙媒体）・・・・・・・・・・・・ 1部

※ ただし、上級准教授が学位審査委員会に入る場合は、イ、ウは5部とする。

※ ただし、名桜大学内の他研究科の教員が学位審査委員会に入る場合は、イ、ウは5部とする。

※ ただし、上級准教授及び名桜大学内の他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は、イ、ウは6部とする。

※ 博士論文の題目変更について

博士論文事前審査等後に博士論文の題目を変更する者は、指導教員の承認を得て、次の書類を提出しなければならない。（1文字の付加及び削除も題目変更とみなす。）

- ア 題目変更届（所定の様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

2 書類の提出先及び提出方法

(1) 名桜大学教務課学習支援係に提出すること

(2) 書類の受付について

ア 博士論文事前審査に係る書類の受付は、博士論文を提出する年度の6月第3週まで（ただし、土・日曜日及び休日は除く）とする。

イ 博士論文事前審査の結果、本審査の申請が認められた者の本審査に係る書類の受付は、課程を修了する年度の9月第4週から10月第1週まで（ただし、土・日曜日及び休日は除く）とする。

(3) その他不明な点がある場合は、下記に照会すること。

〒905-8585 沖縄県名護市字為又 1220-1

名桜大学教務部教務課学習支援係担当（電話 0980-51-1055）

Email : kyoum@meio-u.ac.jp

3 学位授与までの流れ（研究指導スケジュール）

(1) 通常（3年で終了する場合）

研究指導スケジュール (3年で終了する場合)						
年次	セメスター	事項				
		学生	指導教員	研究科委員会・論文審査委員会		
一年次	第一セメスター	4月	<ul style="list-style-type: none"> 指導教員、副指導教員の決定 「履修計画書」及び「研究計画書」提出(4月第4週) 研究トピックの探索・絞り込みを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 「研究計画書」の作成指導 研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 学生の「研究計画書」を確認し、指導教員の決定を行い、学生に通知する。 	
		5月	↓	↓		
		6月				
		7月	先行研究調査・研究テーマ設定			
		8月	↓	↓		
		9月		「研究計画書」の到達状況の確認及び成績評価		
	第二セメスター	10月	<ul style="list-style-type: none"> 文献収集 研究計画発表会(第1回中間発表)に向けた準備 研究トピックの探索・絞り込みを行う 	<ul style="list-style-type: none"> 研究方法に関する指導及び研究計画発表会(第1回中間発表)に向けた指導 研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 	
		11月	↓	↓		
		12月				
		1月				
		2月	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画発表会(第1回中間発表会:2月第4週目) 必要に応じて倫理審査申請 	<ul style="list-style-type: none"> 発表内容の評価 	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画発表会(第1回中間発表会)の実施 必要に応じて倫理審査の実施 	
		3月	<ul style="list-style-type: none"> 学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備。 	<ul style="list-style-type: none"> 「研究計画書」の到達状況の確認及び成績評価 学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導 		
	二年次	第三セメスター	4月	<ul style="list-style-type: none"> 「履修計画書」及び「学位請求論文作成計画書」提出(4月第4週) 研究テーマに即した先行研究の精読・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「学位請求論文作成計画書」の作成指導 先行研究や資料の分析、検討について指導 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション
			5月	↓	↓	
			6月			
			7月	論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備	論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた指導	
			8月	↓	↓	
			9月		「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価	
第四セメスター		10月	<ul style="list-style-type: none"> 論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備 研究テーマに即した先行研究の精読・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 先行研究や資料の分析、検討についての指導及び論文指導 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 	
		11月	↓	↓		
		12月				
		1月				
		2月	論文作成計画発表会(第2回中間発表会:2月第4週目)	発表内容の評価	論文作成計画発表会(第2回中間発表会)の実施	
		3月	<ul style="list-style-type: none"> 学術誌(査読有り)へ投稿・学会発表等 	<ul style="list-style-type: none"> 「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価 必要な研究指導 学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導 		

三 年 次	第 五 セ メ ス タ ー	4月	・「履修計画書」及び「学位請求論文執筆計画書」提出(4月第4週)	・「学位請求論文執筆計画書」及び「学位請求論文概要」の作成指導	・オリエンテーション	
		5月				
		6月	・「学位請求論文執筆計画書」に基づき作成した「学位請求論文概要」提出(6月第3週)			
		7月			・「学位請求論文概要」の査読をし、論文提出資格の可否について審査実施	
		8月				
		9月				
	第 六 セ メ ス タ ー	10月	・「学位請求論文」提出(10月第1週)	・論文の各章の執筆と全体の構成、推敲、最終試験と口頭発表の指導	・オリエンテーション ・学位論文が提出された後、研究科長は、博士論文審査会(主査1名及び副査2名)を設置する。	
		11月				
		12月				
		1月	・博士學位論文審査及び最終試験(公開)		・博士學位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、學位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて學位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。	
		2月				
		3月			・研究科委員会は、學位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、學位授与の可否を決定し学生の博士後期課程の修了を認定し、學位を授与する。	

(2)長期履修の場合 (6年)

研究指導スケジュール (長期履修学生の場合)					
年次	セメスター	事項			
		学生	指導教員	研究科委員会・論文審査委員会	
一年次	第一セメスター	4月	・指導教員、副指導教員の決定 ・「履修計画書」及び「研究計画書」提出(4月第4週) ・研究トピックの探索・絞り込みを行う	・「研究計画書」の作成指導 ・研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導	・オリエンテーション ・学生の「研究計画書」を確認し、指導教員の決定を行い、学生に通知する。
		5月	↓	↓	
		6月			
		7月	先行研究調査・研究テーマ設定		
		8月	↓	↓	
		9月		・「研究計画書」の到達状況の確認及び成績評価	
	第二セメスター	10月	文献収集 ・研究計画発表会(第1回中間発表会)に向けた準備 ・研究トピックの探索・絞り込みを行う	・研究方法に関する指導及び研究計画発表会(第1回中間発表会)に向けた指導 ・研究課題の設定、先行研究の調査、方法論等について指導	・オリエンテーション
		11月	↓		
		12月			
		1月			
		2月	・研究計画発表会(第1回中間発表会:2月第4週日) ・必要に応じて倫理審査申請	・発表内容の評価	・研究計画発表会(第1回中間発表会)の実施 ・必要に応じて倫理審査の実施
		3月	・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備。	・「研究計画書」の到達状況の確認及び成績評価 ・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導	
	第三セメスター	4月	・「履修計画書」及び「学位請求論文作成計画書」提出(4月第4週) ・研究テーマに即した先行研究の精読・検討	・「学位請求論文作成計画書」の作成指導 ・先行研究や資料の分析、検討について指導	・オリエンテーション
		5月	↓	↓	
		6月			
		7月	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた指導	
		8月	↓		
		9月		・「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価	
二年次	第四セメスター	10月	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)に向けた準備 ・研究テーマに即した先行研究の精読・検討	・先行研究や資料の分析、検討についての指導及び論文指導	・オリエンテーション
		11月	↓	↓	
		12月			
		1月			
		2月	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会:2月第4週日)	・発表内容の評価	・論文作成計画発表会(第2回中間発表会)の実施
		3月	・学術誌(査読有り)へ投稿・学会発表等	・「学位請求論文作成計画書」の到達状況の確認及び成績評価 ・必要な研究指導 ・学術誌(査読有り)へ投稿及び学会発表等準備に向けた指導	

三年次	第五セメスター	4月	・「履修計画書」及び「学位請求論文執筆計画書」提出(4月第4週)	・「学位請求論文執筆計画書」及び「学位請求論文概要」の作成指導	・オリエンテーション	
		5月				
		6月	・「学位請求論文執筆計画書」に基づき作成した「学位請求論文概要」提出(6月第3週)			
		7月			・「学位請求論文概要」の査読をし、論文提出資格の可否について審査実施	
		8月				
		9月				
	第六セメスター	10月	研究期間	研究指導		
		11月				
		12月				
	四年目	第七セメスター	1月			
2月						
3月						
第八セメスター		4月				
		5月				
		6月				
		7月				
		8月				
		9月				
		10月				
五年目	第九セメスター	11月				
		12月				
		1月				
	第十七セメスター	2月				
		3月				
		4月	・「学位請求論文」提出(10月第1週)	・論文の各章の執筆と全体の構成、推敲、最終試験と口頭発表の指導	・オリエンテーション ・学位論文が提出された後、研究科長は、博士論文審査会(主査1名及び副査2名)を設置する。	
		5月				
		6月				
		7月	・博士學位論文審査及び最終試験(公開)		・博士學位論文審査及び最終試験(公開)実施 ・博士論文審査会(公開)を実施し、その後、審査員3名で非公開協議を行う。 ・博士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会へ報告し、報告に基づいて学位授与の可否を議決する。その審議結果を学長に報告する。	
六年目	第十一セメスター	8月				
		9月				
		10月				
	第十二セメスター	11月				
		12月				
		1月				
		2月				
		3月			・研究科委員会は、学位授与の審議結果を学長に報告し、学長は、報告に基づき、学位授与の可否を決定し学生の博士後期課程の修了を認定し、学位を授与する。	
		4月				
		5月				

Ⅲ 提出書類の作成要領

1 各書類の作成要領

- (1) 論文題目が英文の場合は、題目の下のその和訳を（）を付して併記すること。
- (2) 記入に当たっては、万年筆、ボールペン、ワードプロセッサ及びタイプ印刷等のいずれでもよい。
- (3) 提出する書類が2部以上となるものは複写により作成してもよいが、長期の保存に耐えうるものとする。
- (4) 捺印箇所は各書類とも必要部数に同一の印鑑で直接朱肉を用いて捺印すること。ただし、外国籍で印鑑を所有していない者は署名でもよい。
- (5) 申請等の年（元号）は、西暦で記入してもよい。

(1) 博士論文事前審査申請書 (所定の様式)

博士論文事前審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長 (博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程)

学 生 番 号 :

氏 名 : 印

指 導 教 員 : 印

下記のとおり関係書類を添え、予備審査を申請いたします。

記

論文題目 (英文の場合は、和訳を付記すること。)

(添付書類)	学位請求論文概要	部
	履 歴 書	部
	研 究 業 績 書	部

(2) 博士論文審査申請書（所定の様式）

博士論文審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）

学 生 番 号 :

氏 名 : 印

指 導 教 員 : 印

名桜大学学位規則第5条第2項の規定に基づき、下記の関係書類を添え、学位を申請いたします。

記

学位請求論文申請書	部
学位請求論文本文	部
学位請求論文の要旨	1部（電子媒体及び紙媒体）

学位請求論文申請書

国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程)			
学生番号		氏名	印
博士論文 の 題 目	(英文の場合は、和訳を付記すること。)		
発表論文			
1 レフェリー制のある学術雑誌			
○(1) 著者名 (全員)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(題名)	
○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
(2) 著者名 (全員)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(題名)	
○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
2 レフェリー制のない学術誌、総説等			
(1) 著者名 (全員)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(題名)	
○○学術誌第○巻第○号○頁～○頁 (20○○年)			
著 書			
(1) 著者名 (全員)			
著書名		、 ○頁～○頁 (20○○年)	
そ の 他 (口頭発表、国際会議での発表)			
(1) 著者名 (全員)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	(題名)	
○○学会講演要旨集、○頁～○頁 (20○○年)			

(注)

- (1) 「発表論文」は、1及び2のように記入すること。
- (2) 関連論文 (博士論文の基礎となった論文で、レフェリー制の確立した学術雑誌に掲載又は掲載決定されているもの) には、論文番号の前に○印を付けること。
- (3) 論文が未発表のものについては、その公表の方法及び時期の予定を記載すること。
なお、申請時において予定が決まっていない場合は「未定」とすること。
- (4) 「発表論文」等は現在から順に過去にさかのぼって記載すること。
- (5) 著者名の英文での記載は次の例による。 (例) Meio. T., Meio, H. and Meio, J.:

(5) 博士論文内容の要旨

博士論文内容の要旨

No. 1

国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程)			
学生番号		氏名	印
論文題目 (英文の場合は, 和訳を付記すること。)			
博士論文要旨 (和文2,000字程度又は英文800語程度にまとめること。)			

学生番号		氏名	印

(6) 履歴書 (所定の様式)

履 歴 書

(記入例)

ふりがな 氏名	めいおう 名 桜 太 郎	たろう 元号〇〇年 〇〇月 〇〇日生	男 女	本籍 (都道府県名のみ記入)	〇 〇 都・道 府・県
現住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 〇〇〇-(〇〇〇〇)-〇〇〇〇				
区分	年 月	事 項			
学 歴	〇〇年 〇〇月	〇〇県立 〇〇高等学校 卒業			
	〇〇年 〇〇月	〇〇大学 〇〇学部 〇〇学科 入学			
	〇〇年 〇〇月	同 卒業			
	〇〇年 〇〇月	〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻 入学			
	〇〇年 〇〇月	同 修了			
	〇〇年 〇〇月	〇〇大学大学院 〇〇研究科 〇〇専攻 入学			
	〇〇年 〇〇月	同 修了見込み			
職 歴	〇〇年 〇〇月	〇〇 会社 入社			
	〇〇年 〇〇月	同社 退職			
学会等に おける活動					
賞 罰					
上記のとおり相違ありません。 〇〇年 〇〇月 〇〇日 氏名 名 桜 太 郎 印					

(注)

- (1) 本籍は都道府県名のみ記入すること。(外国籍の場合は、本籍欄に国籍を記入すること。)
- (2) 現住所
 - ア 住民票に記載されている住所を記入すること。
 - イ 通信上支障のないよう、団地名・宿舍名・番地等も記入すること。
- (3) 氏名は戸籍のとおり記入し、ふりがなを付けること。
- (4) 学歴
 - ア 高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記入すること。
 - イ 研究科博士後期課程所定の単位を修得して退学した者は、単位修得証明書を添付すること。
- (5) 職歴は、常勤の職について、その勤務先、職名等を、年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては、記入することが望ましい。
- (6) 賞罰は、学位申請上、特筆すべきと思われるものを記入すること。

(7) 論文題目変更届 (所定の様式)

論文題目変更届

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長 (博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程)

学 生 番 号 :

氏 名 : 印

指 導 教 員 : 印

下記の理由により、論文題目に変更がありましたので提出します。

記

変 更 前 論 文 題 目	
変 更 後 論 文 題 目	
変 更 理 由	

IV 学位申請基準について

1 学位申請基準

学位の申請に当たって、次のような研究科共通の基準を定めている。

研究科共通の学位申請基準

- (1) 博士論文の基礎となった論文（以下、「関連論文」という。）はレフェリー制が確立した学術誌に掲載されているか又は既に掲載決定されていること。
- (2) 関連論文（共著）のうち、少なくとも1編については、学位申請者が筆頭著者であるか又は共同研究の中心的役割を果たしたものであること。
- (3) 関連論文のうち、少なくとも1編については、大学院在学中に行った研究を基に作成されたものであること。
- (4) 関連論文が共著論文の場合は、申請者の分担分と学位論文との関わりを明確にすること。

V 学位論文の評価基準について

国際文化研究科国際文化地域専攻（博士後期課程）

1. 学位論文のテーマが適切に設定され、研究の意図や問題意識が適切に表現されているか。
2. 十分な知識を習得し、諸課題を多角的に分析し、解決方法を提示する能力が反映されているか。
3. 学位論文は国内外の研究水準に照らし合わせ、新たな知見を含んだオリジナリティのあるかつ学術的貢献のある論文となっているか。
4. 学位論文の研究成果は、学術誌等に公表されているか。
5. 先行研究や関連研究に関する文献等が広く調べられ、理解されているとともに、引用の方法が適正であるか。また、研究倫理上の問題に細心の注意が払われているか。

名桜大学博士（国際地域文化）学位授与に関する取扱要項

（令和元年10月11日制定）

（趣旨）

第1条 名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）（以下「研究科」という。）における博士の学位に関する取扱いについては、名桜大学大学院学則、名桜大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）規程（以下「研究科規程」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

（事前審査）

第2条 博士（国際地域文化）の学位を申請する者は、学位規則第5条第2項の規定する博士論文の提出に先立ち、事前審査を受けなければならない。

（事前審査の申請資格）

第3条 事前審査を申請することができる者は、研究科規程第11条第3項に規定する要件を満たした者とする。

（事前審査の申請書類等）

第4条 事前審査を申請する者（以下「事前審査申請者」という。）は、指導教員の承認を得て次の掲げる書類等を国際文化研究科長（博士後期課程）（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 博士論文事前審査申請書（所定の様式） 1部
- (2) 学位請求論文概要（A4判横書きとし、和文2,000字程度又は英文800語程度） 4部

（ただし、上級准教授又は名桜大学大学内の他研究科（以下「他研究科」という。）の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。）

（ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。）

- (3) 履歴書 4部

（ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。）

（ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。）

- (4) 研究業績書 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が事前審査委員会に入る場合は6部とする。)

(事前審査の申請時期)

第5条 事前審査の申請時期は、原則として博士論文を提出する年度の6月とする。

(事前審査委員会)

第6条 研究科長は、事前審査の申請があったときは、当該論文が博士論文審査に値するか否かを審査するため、事前審査委員会を組織する。

2 事前審査委員会の委員は、事前審査申請者ごとに次に定めるところにより構成する。

(1) 指導教員を含む2名以上のマル合教員及び1名の他大学等の大学院又は研究所等(以下「他機関」という。)教員等とする。なお、事前審査委員に上級准教授が入る場合は、指導教員を含む2名以上のマル合教員及び他機関教員等1名のほか、当該上級准教授とする。

(2) 必要があるときは、前号の教員のほか、名桜大学内の他研究科の教員等を加えることができる。

(3) 事前審査委員会の委員は、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者とする。

3 前項の事前審査委員は、研究科長からの事前審査委員候補者の推薦に基づき、博士後期課程委員会において決定する。この場合において、前項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。

4 事前審査委員会に、次に掲げる者をおく。

(1) 主査1名(マル合教員)

(2) 副査2名(マル合教員1名及び他機関教員等1名。ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が事前審査委員に入る場合は、副査を3名とし、上級准教授及び他研究科の教員等が入る場合は、4名とする。)

5 事前審査委員主査は、事前審査委員会の業務を統括する。

(事前審査の結果の通知)

第7条 研究科長は、事前審査の結果を当該事前審査申請者に通知する。

(博士論文審査の申請)

第8条 事前審査の結果、博士論文審査の申請に値すると認められた事前審査申請者は、3か月以内に博士論文審査の申請を行わなければならな

い。

(審査の申請書類等)

第9条 博士論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、指導教員の承認を得て、次の掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

(1) 博士論文審査申請書(所定の様式) 1部

(2) 学位請求論文申請書 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は6部とする。)

(3) 学位請求論文本文1編(A4判横書きとし、和文又は英文) 4部

(ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は5部とする。)

(ただし、上級准教授及び他研究科の教員等が学位審査委員会に入る場合は6部とする。)

(4) 学位請求論文の要旨(電子媒体及び紙媒体) 1部

(博士論文の提出時期)

第10条 博士論文の提出時期は、修了予定年度の9月から10月の所定の期間とする。

(審査の付託)

第11条 研究科長は、博士論文の申請があったときは、学位規則第9条に基づき国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会(以下「博士後期課程委員会」という。)に審査を付託する。

(学位審査委員会)

第12条 博士後期課程委員会は、前条により審査を付託されたときは、申請者ごとに次の各号に定めるところによる委員(以下「審査委員」という。)で構成する博士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を組織する。

(1) 指導教員を含む2名以上のマル合教員及び1名の他大学等の大学院又は他機関教員等とする。なお、審査委員に上級准教授が入る場合は、指導教員を含む2名以上のマル合教員及び他機関教員等1名のほか当該上級准教授とする。

(2) 必要があるときは、前号の教員のほかに、他研究科の教員等を加えることができる。

(3) 審査委員会の委員は、博士の学位を有する者又はそれと同等の研究業績を有する者とする。

2 前項の審査委員は、研究科長からの審査委員候補者の推薦に基づき、博士後期課程委員会において決定する。この場合において、前項第2号による本研究科に所属しない教員等については資格審査を行わなければならない。

3 審査委員会に、次に掲げる者をおく。

(1) 主査1名（指導教員以外のマル合教員）

(2) 副査2名（指導教員1名及び他機関教員等1名。ただし、上級准教授又は他研究科の教員等が審査委員会に入る場合は、副査を3名とし、上級准教授及び他研究科の教員等が入る場合は4名とする。）

4 審査委員主査は、審査委員会の業務を統括する。

（博士論文の最終試験（公開）及び審査員との質疑応答）

第13条 博士論文審査において、審査委員会は、審査委員との質疑応答を含む博士論文の最終試験（公開）を開催すること。

2 審査委員主査は、博士論文の最終発表（公開）の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、研究科及び教室等に掲示をもって公示すること。

（博士論文審査等の実施）

第14条 審査委員会は、論文審査及び最終試験を実施する。

2 審査委員主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知する。

3 最終試験は、博士論文の内容を中心として関連のある科目についても口頭により行う。

（博士論文審査結果等の審議）

第15条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

（博士論文審査結果の報告）

第16条 審査委員会は、最終試験終了後から原則として2週間以内に、審査結果を次の掲げる書類により研究科長に報告しなければならない。

(1) 論文審査結果の要旨（別紙様式第1号及びその電子データ）

(2) 論文審査の結果（別紙様式第2号）

(3) 最終試験の結果（別紙様式第3号）

2 研究科長は、審査委員会の報告を博士後期課程委員会に諮り、最終試

験の合否を議決するとともにその審議結果を学長に報告する。

(学位授与の判定)

第17条 大学院委員会は、審査委員会による論文審査結果の報告に基づき、申請者に学位を授与すべきか否かを判定する。

2 前項の判定は、大学院委員会の3分の2以上の出席を要し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第18条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文（以下「論文の全文」という。）を公表するものとし、公表用の全文を電子データにより研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したもの（以下「論文の要約」という。）を公表することができる。この場合において、本研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供することから、公表用の論文の要約に加えて、論文の全文についても電子データにより研究科長に提出するものとする。

(補則)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が定める。

(改廃)

第20条 この要項の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この要項は、令和元年10月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

論文審査結果の要旨

年 月 日

名桜大学大学院

国際文化研究科長（博士後期課程） 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）

申請者氏名：

指導教員：

審査委員（主査）：

印

審査委員（副査）：

審査委員（副査）：

【要旨】

最終試験の結果

国際文化研究科国際地域文化専攻 (博士後期課程)

論文提出者氏名				
論文審査委員	主 査		副 査	
	副 査			
学位論文題目				
〈最終試験の結果〉				
最終試験の合否	合 格 ・ 不 合 格		審査日	
指導教員				印